

活き生きNEWS!

子育て応援割引
はじまります!

— 令和2年10月1日以降の利用に適用 —

ときがわ町活き生き活動センターは、住民の皆さまの自主的な取り組みや組織的な活動を支援することを目的に設置された施設です。

施設には有料で貸出する会議室や調理室などがあり様々な使い方が可能です。

誰でも自由に利用できる多世代間交流ホールの木育コーナーや2階テラスは小さなお子様連れの家族やグループのご利用が多くみられます。

センターでは、子育て世代の活動の場として施設をさらに活用していただけるよう、令和2年10月の利用から学齢前のお子さんを養育する保護者が子育てを目的に施設（有料部分）を利用する場合は、使用料の5割（2分の1）を減免します。

例えば、個人の仲良しグループや子育てサークルが開催する親子で遊ぶ会やクリスマス会などが対象になります。子育てや親子交流のために施設をご利用する際にはぜひご利用ください。

【参考】

改正後の
ときがわ町活き生き活動センター使用料減免区分

区分	減免率
町が利用する場合	10割
町が委託、共催または協賛する場合	10割
町内に在住、在学する小・中・高校生が利用する場合	10割
ときがわ町社会福祉協議会、ときがわ町シルバー人材センターがその団体の事業のために使用する場合	5割
障害者団体が使用する場合	5割
学齢前の児童の養育者が児童の養育を目的として利用する場合	5割
その他減免申請により認められた減免率	—

問 活き生き活動センター ☎ 66-0222
(ときがわ町大字玉川 2515 番地)

ウォーキングパトロールに
ご協力ください!



ウォーキング・パトロールとは

ウォーキング・パトロールは、ボランティアとして町民の皆さまのご協力をいただき、見守り合いによって、子どもたちを狙った犯罪や空き巣等の犯罪を防止し、安全で安心な地域づくりを行うことを目的としています。



【新規登録者の募集】

日々の散歩を町内の安心安全を守る活動にしませんか? 家族相談支援センターでは、主に小中学生の登下校時間帯に合わせた活動の出来る方を募集しています。登録を希望される方は、ご本人を確認できる書類（運転免許証、保険証など）をお持ちになり、家族相談支援センター窓口で手続きをしてください。

【すでに登録されている方】

いつも町内の見守りありがとうございます。今までどおり、町内の見守り活動にご協力をお願いします。パトロール中は、必ずオレンジ色の帽子を着用してください。帽子が古くなり交換が必要な方は、ご遠慮なく家族相談支援センター窓口までお越しください。新しい帽子と交換させていただきます。多くの皆さまにご登録いただき、地域の見守りにご協力くださいますようお願いいたします。

問 家族相談支援センター ☎ 66-0222

猫の飼い方、
野良猫への餌やりについて

🐾 動物を飼うには責任が伴います。

🐾 地域や社会、また動物のためにも、飼い方やマナーについて考えてみましょう。

猫は室内で飼育して、首輪をつけましょう

🐾 猫（飼い猫か野良猫かは不明）が他人の家で糞や尿をしたり、鳴き声がうるさかったりという相談が多く寄せられています。外で飼うと、他の猫等から感染して病気になったり、交通事故にあたりする危険性もあるので、室内で飼いましょう。



🐾 外に出た時、野良猫と間違われないように首輪をしましょう。

責任と愛情をもって飼いましょう

🐾 愛護動物^{*}を虐待したり捨てたりする（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

※愛護動物とは

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いさな、鶏、いばと及びあひる
- 2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの



野良猫の餌やりは絶対にやめましょう

🐾 無責任に餌だけあげることは絶対にやめてください。集まった猫の糞やいたずらで迷惑している方がいます。



🐾 引っかけられたりかまれたりすると、感染症になったり、感染症のある猫の糞便・尿から感染症を発症したりすることもあるので、近寄らないようにしましょう。

問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814



令和3年度
保育所入園申請のご案内

令和3年度の保育園児（町外保育所を含む。）を次のとおり募集します。

資格 保護者が労働や疾病等により保育を必要とする児童。

書類 10月12日(月)から役場福祉課にて、手引き・申請書を配布します。申請書は、町のHPからダウンロードすることができます。

受付 11月2日(月)～11月30日(月)の期間中、役場福祉課で受け付けます。

※町外保育所を希望する方は、締切日が上記受付期間より早い場合もありますので、希望保育所のある市町村へ確認の上、早めに申請するようお願いいたします。

注意 ①町外の保育所への入所を希望される場合も、同様の申請が必要です。
②令和2年度からの継続の児童については、保育所から配布される「現況届」等の提出が必要になります。
③申請後、保育の必要性について認定し、保育の利用の希望、保育施設等の状況により、利用できる施設を調整します。

※入所の決定は、申込順ではありません。

町内保育施設の概要

町立保育園		私立保育園	私立認定こども園
玉川保育園	平保育園	はなぞの保育園	ひかりの村こども園 保育所機能部分
大字玉川 2685-2	大字西平 725	大字瀬戸 元上17-1	大字瀬戸 元上21-1
☎65-5201	☎67-0446	☎65-2609	☎65-1359
定員120人	定員60人	定員110人	定員20人
入園年齢 生後8か月～		入園年齢 生後7か月位～	入園年齢 3歳児～
平日開園時間 7時15分～19時		平日 開園時間 7時15分 ～ 19時15分	平日 開園時間 7時15分 ～ 18時15分
土曜開園時間 7時15分～12時30分		土曜開園時間 7時15分～18時15分 (第2土曜は13時まで)	
完全給食			
保育料はときがわ町保育料徴収基準額表によって算定します			

問 福祉課 ☎ 65-0813